

著作権法改正に関する要望事項

(総務省)

要望事項	放送前信号の保護
要望の趣旨	中継地点から放送局、あるいは放送局間で送信している放送のための信号を、一般の人が受信して複製したりインターネットに載せたりすることが日常的に行われるようになっている。このような事態に対応した新たな法的保護を、放送事業者に与えられたい。
改正条項	著作権法 第4章第4節に新設、又は 第113条
改正内容	放送事業者は、放送のために送信する放送前の信号の複製権、公衆送信権（送信可能化を含む）受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。実質的に放送と同一である放送前信号の利用は、それが放送の利用であったら著作隣接権を侵害する場合には、著作隣接権を侵害する行為とみなす。
改正を必要とする理由	<p>(1) 問題の所在</p> <p>放送の為に送信する放送前信号が一般人によって容易に受信利用しうる環境が生じている一方、インターネットの発達により受信した映像や音声を簡便に公衆に送信できる状況になっており、放送（行為）後の「放送」の保護の実効性が失われる状況にある。</p> <p>(2) 法改正の必要性</p> <p>現在、放送事業者は、本件に関して財産権上の何らの法的保護を受けておらず、放送事業者自身が著作権を有している番組以外は対抗手段を持っていない。とりわけ、生番組については一般に著作物性がないと解釈されており、全く著作権法上の保護が及んでいないと考えられることから、信号の窃取が放置されている状況にある。</p>
要望事項に係るこれまでの取り組み状況	
その他 (関係団体の名称等)	社団法人日本民間放送連盟、日本放送協会

担当者氏名・役職 連絡先	情報通信政策局情報通信政策課コンテンツ流通促進室 課長補佐 稲原 浩 03-5253-5739
-----------------	--